

農業委員会定例会 8月

1. 開催日時 令和元年8月20日 午後3時07分～

2. 開催場所 小豆島町役場西館 2階 会議室

3. 欠席委員 11番委員、12番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 非農地証明願承認について

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第5号 農用地利用配分計画（案）について

議案第6号 青年等就農計画認定の審査について

議案第7号 農業経営改善計画認定の審査について

(2) 協議事項

法定協議事前調整の申出に係る意見書について（XXXXXXXXXX整備関係）

5. その他

6. 会議の概要

事務局 ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 先ほどの農振農用地区域設定の確認に引き続きの会になりますが、よろしくお願ひできたらと思います。
本日の議事録署名人ですが、9番委員、10番委員をお願いします。
それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はじめに、議案の差替え及び一部追加をお願いします。差替・追加箇所は、本日配付している議案（図面）の19ページになります。
1番は、岐阜県在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ ■■■■番 畑 758㎡ について
池田 ■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが譲り受け、申請地では柑橘を栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は808㎡で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 現地を見ましたが、畑には何もなくて木が植えられる状態です。特に問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、蒲生在住の■■■■さん所有の
蒲生 字 ■■■■ ■■■■番 ■■■■畑 520㎡ と
蒲生 字 ■■■■ ■■■■番 畑 981㎡ の計2筆1,501㎡について

池田 〇〇 番地の(〇〇〇〇)が譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。 〇〇〇〇 の現在の経営規模は 165,496.29 m² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 〇〇〇〇 が大規模に開発している箇所で、既にオリーブを植えています。

事務局 これまで借りていたものを合意解除して所有権移転しようとするものです。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、北海道在住の 〇〇〇〇 さん所有の
蒲生 字 〇〇 〇〇 番 畑 164 m² について
蒲生 〇〇 番地 〇〇 の 〇〇〇〇 さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。 〇〇 さんの現在の経営規模は 1,478 m² で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 特にありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、千葉県在住の■■■■さん所有の
神懸通 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 6.61 m² と
神懸通 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 112 m² と
神懸通 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 982 m² と
神懸通 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 196 m² と
神懸通 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 15 m² と
草壁本町 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 714 m² と
草壁本町 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 359 m² と
草壁本町 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 344 m² と
草壁本町 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 718 m² と
草壁本町 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 695 m² と
草壁本町 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 778 m² と
草壁本町 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 3.98 m² の計12筆4,923.59 m²
について神懸通■■■■番地の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■■さんの現在の経営規模は0 m²ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 今はこちらにいませんが、近々帰ってくるそうで、現在、家の中を改造しています。草壁本町の土地は結構広いですが、年数回は草刈りをして農地として確保していますので問題無いと思います。

8番委員 先ほど7番委員からもご説明がありましたが、まとまった土地で一部は家庭菜園として使っています。残りは耕作していませんが、定期的に草刈りをして管理されていますので問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

10 委員 図面の 13 ページの ■■■と■■■のうち、畑にしているのは一部だけで
すか。この 2 枚は■■■さんの田ですか。

8 番委員 地目は田ですが、ほとんど畑になっています。

議長 これは■■■さんが耕作している畑だと思います。■■■さんは■■■■■■
■■■■■■などにも依頼して草刈りなどをしてもらっているようですし、何
よりも新規就農者として頑張ってもらいたいところです。
他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第 1 号（農地法第 3 条の規定による許可申請）の 5 番につい
て、事務局から説明をお願いします。

事務局 5 番は、安田在住の■■■■さん所有の
安田 字 ■■■■ ■■■■番 ■ 畑 767 m² について
安田■■■番地 ■ の■■■■さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培
する計画となっています。■■■さんの現在の経営規模は 1,506 m²で、5 アー
ルの下限面積要件を満たすとともに、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当
しないため、審査の基準は満たすものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10 番委員 オリーブを栽培しており、管理は■■■さんが行っています。■■■さんは以
前も田を購入しており、その管理も他人にしてもらっています。■■■さん
は高齢のため、他人に依頼して管理してもらっているようです。管理者も
間違いがない方ばかりですので問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号は、6月定例会において農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）で審議いただいた案件の転用申請です。
池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ 番 ■■■■ 田 747 m² について
池田 ■■■■ 番地 ■■■■ の■■■■が、駐車場を整備するための転用申請となっています。
転用に係る造成については、花崗土で約0.1～0.2メートル盛土を行う計画となっています。また、雨水については自然流下で隣接農業用水路に排水する計画となっています。
申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 別段問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第3号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号は、神奈川県在住の■■■■さん所有の
西村 字 ■■■■ 番 ■■■■ 畑 722 m² について

長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っているため、非農地証明による影響もないものと思われま

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6 番委員 現状は山であり、問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、池田在住の■■■■さん所有の
池田 字 ■■■■ ■■■■番 田 597 m² について
池田 ■■■■番地 ■■■■の(■■■■)が、新たに借り受けるものです。
これまで■■■■さんが借り受けていたものを、■■■■さんが代表取締役を務める法人が借り受けるものであり、申請地では、キクを栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 法人化されたということで、しっかり経営されていますし問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案の訂正をお願いします。利用目的 「野菜」となっていますが、現地を確認したところオリーブが植わっていましたので、「オリーブ」となります。
 2番は、神懸通在住の■■■■さん所有の
 神懸通 字 ■■■■ 番 ■■ 田 249 m² について
 神懸通■■■■番地■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。
 申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。
 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

7番委員 ここではオリーブの苗木を育てて販売を行っています。利用権の更新ですので、特段問題無いかと思えます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■■■■の
 安田 字 ■■■■ 番 ■■ 田 2,118 m²のうち864 m² について
 橋■■■■番地■■の■■■■さんが、新たに借り受けるものです。
 ハウスにあたる申請地では、イチゴを栽培する計画で、期間は5年間の貸借となっています。
 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと思います。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

10 番委員

もともと■■■さんがしていたハウスで、辞めた後を継ぐということであり、特に問題はありません。

議長

他に意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番と5番について、6番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

【6番委員退席】

それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、京都府在住の■■■さん所有の

福田 字 ■■■ ■■■ 番 田 617 m² について

5番は、福田在住の■■■さん所有の

福田 字 ■■■ ■■■ 番 田 551 m² について

西村■■■番地 ■■■の■■■さんが、引き続き借り受けるものです。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長

地元委員さんは欠席ですが、この件は更新なので特に問題は無いと思いますが、何か意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【6番委員着席】

6番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番から11番と議案第5号（農用地利用配分計画）の1番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、議案第4号の6番は、室生在住の■■■■さん所有の
室生 字 ■■ ■■番 畑 150 m² と
室生 字 ■■ ■■番 畑 461 m² の計2筆611 m²について
7番は、高松市在住の■■■■さん所有の
室生 字 ■■ ■■番 畑 279 m² について
8番は、室生在住の■■■■さん所有の
室生 字 ■■ ■■番 畑 322 m² について
9番は、室生在住の■■■■さん所有の
室生 字 ■■ ■■番 畑 192 m² と
室生 字 ■■ ■■番 畑 605 m² の計2筆797 m²について
10番は、室生在住の■■■■さん所有の
室生 字 ■■ ■■番 畑 466 m² について
11番は、高松市在住の■■■■さん所有の
室生 字 ■■ ■■番 畑 255 m² について

（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。

次に、議案第5号の1番は、先ほど（公財）香川県農地機構が借り受けた農地計8筆2,730 m²について、室生■■■番■■の（■■■■）に貸し付ける計画となっています。

申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと思います。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 既に5、6年前からこれらの土地は荒れていましたが、現在、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXが開墾しています。特に問題無いと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の12番と議案第5号（農用地利用配分計画）の2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、議案第4号の12番は、東京都在住のXXXXXXXXXXさん所有の
西村 字 XXXX 甲 XXXX 番 XXXX 畑 399 m² と
馬木 字 XXXX 甲 XXXX 番 XXXX 田 1,068 m² と
馬木 字 XXXX 甲 XXXX 番 XXXX 田 927 m² と
馬木 字 XXXX 甲 XXXX 番 XXXX 畑 113 m² と
馬木 字 XXXX 甲 XXXX 番 XXXX 雑種地（現況：畑） 125 m² の
計5筆2,632 m²について（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理
事業として、農地の借入希望者に貸し付けるものとなっています。
次に、議案第5号の2番は、先ほど（公財）香川県農地機構が借り受けた
農地について、土庄町XXXXXX番地XXXXのXXXXXXXXXXさんに貸し付ける計画とな
っています。
申請地ではオリーブを栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっ
ています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし
ているものと思います。

議長 地元委員さんは、6番委員さんと私になります。6番委員さん、補足説明
はありますか。

6 番委員 西村の畑はだいぶ昔からオリーブが植わっています。他の人が管理していたものを引き継いだ形になります。

議長 管理していた■■さんとは話が出来ていますか。

事務局 この件については、■■さんと■■さんとの間で話は出来ていると聞いています。

議長 馬木の土地は墓地のそばにありまして、栽培して10年は経つと思います。管理もしっかりしていて、きれいな畑です。■■さんもしっかり管理される方なので問題無いと思います。
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
次に、議案第6号（青年等就農計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号は、■■さんの青年等就農計画変更の認定申請となっております。農業経営の開始は8月1日からとなっております。本計画作成にあたっては普及センターの指導を受けながら作成したものとなっております。以前の計画では、オリーブの栽培・加工・販売での経営となっていたのですが、この計画の遂行が難しくなったため、変更申請に至ったものであります。

今回の営農類型については露地果樹で、将来の農業経営の構想としては、環境に配慮した栽培技術の向上により、オリーブ及び柑橘類の栽培、加工、販売で経営を成り立たせることを目指すという内容になっています。5年後には年間農業所得■■万円、年間労働時間■■時間を目指すとのことです。

作付面積については、5年後に計■■a、オリーブ■■t、スイートスプリング■■t、温州ミカン■■tを生産する計画です。

次のページをご覧ください。生産方式に関する目標としては、5年後に農地、加工所、作業小屋、軽トラック、管理機、動力噴霧器、刈払機を作物

の収穫量に合わせて増やす計画となっています。経営管理に関する目標については、青色申告の実施、PCによる経理業務の実施を掲げています。農業従事の態様等に関する目標については、月8日を休日とし、収穫期には臨時雇用を行うとのことです。

目標を達成するために必要な措置として、機械や施設の購入を個人資金や補助事業で行うこととしています。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長

少し補足説明をします。

本日の農業委員会の前に地域農業再生協議会の担い手部会を開催しました。■■■さんの変更については、以前は■■■さんの後を引き継いで経営するというものでしたが、問題が出てきて手を引かざるを得なくなりました。どうかして助けてあげられないかと思い、本人の意思を確認したところ農業はしたいとのことでしたので、■■■さんと話を重ねてオリーブと柑橘の栽培の目途が立ち、今回変更申請があがってきました。新規就農者として温かく見守ってほしいと思います。今は私のところへアルバイトに来てもらっておりますが、■■■に20年いましたので体力はあります。このまま何もトラブルがなければと願いますが、移住者ですので現在住居がありません。土地は、香川県農地機構に間に入っただき、新たな貸借を次回農業委員会に案件として審議にかける予定で、あとは私が借りているものを■■■さんに変更することにしています。土庄町内にも土地を確保しております。

何か意見はありますか。

9番委員

車両や機具類の金額が高くないですか。

議長

複数台のものもあり、特段問題無いと思われれます。

他に意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第7号（農業経営改善計画認定の審査）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号は、[]の農業経営改善計画の認定申請となっております。[]は、令和元年7月8日に設立され、初めての認定申請となります。認定を受ければ、経営を構成する[]さん、[]さん及び[]さんの個人経営体として受けている認定農業者の認定は取消すこととなります。この計画の作成にあたっては、小豆農業改良普及センターの指導を受けながら作成しております。

それでは、計画について説明します。[]は、池田地区で主に[]を栽培し、[]周年出荷に取り組んでいます。経営改善の方向の概要としては、遊休農地借受けによる規模拡大を図るとともに、省力栽培技術、施設導入、雇用による労働時間の短縮を図るとのことです。目標所得は[]万円、目標労働時間は[]時間となっています。現在、露地キク []坪で []本、施設キク1作型 []坪で []本、施設キク2作型 []坪2作で []本、施設キク3作型 []坪3作で []本、メロン []坪で []t、ブロッコリー []坪で []t、ブドウ []坪で生産していますが、5年後の計画で、露地キク []坪で []本、施設キク1作型 []坪で []本、施設キク2作型 []坪2作で []本、施設キク3作型 []坪3作で []本、メロン []坪で []t、ブロッコリー []坪で []t、ブドウ []坪で []房を生産する計画となっています。生産方式の合理化については、所有地周辺農地の借受けやハウス増設による規模拡大、補助事業を活用した機械・施設の充実化に加え、シェード・加温設備による年間作付回数の増加、自動灌水システム増設、自動換気システム導入による省力化を図り、JAと連携し、秀品率の増、赤キクの周年出荷による単価安定・ブランド化などを計画しているとのことです。経営管理の合理化については、圃場ごとの経営分析を行い、経費節減、省力化、品質向上を図るとのことです。農業従事の態様等の改善については、雇用を増やし、就業条件を整備していくとのことです。

以上のことから、妥当な計画と考えられます。

議長

菊が主体の農業法人は小豆島では初めてだそうです。これからも頑張ってくださいと思います。

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
議案の審議はこれで終わりました。
それでは、引き続き協議事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 法定協議事前調整の申出に係る意見書については、
整備に関する意見照会です。
からの除外については、令和元年7月18日付けで香川県知事から「農業振興地域整備計画の変更の事前協議」についての同意の回答を得ています。
その次の手続きとして、
地転用の申請を行うにあたり、県から町農業委員会に対して香川県農地関係事務処理要領に基づく意見聴取がありました。
本日配付の資料をご覧ください。
県に回答予定の内容を記載しています。6の「総合意見」については、事務局の方で「候補地について、立地条件、災害時の安全性の確保、通学面等を勘案すると島内では申請地以外にはなく、また、現状の農地の利用状況等を勘案してもやむを得ないと考える。」と記載し、この内容で回答を予定していますのでご報告します。

議長 ただいまの説明について質問等ありますか。

事務局 6月に農用地区域からの除外について審議しましたが、転用につきましては県の方から「協議」という形で意見照会が来ますが、その前段階の意見聴取になります。
整備の時と同じような手続きです。

議長 法的に決まった流れでありますので、ご理解いただき、問題なしということでこれで回答することといたします。
ほかにご意見等がないようでしたら、最後に先日、香川県農業会議の農業者年金加入推進特別研修会があり、出席しました。県内でも今年度になって新規加入者が1人という状況で、島で年間1人の加入が精いっぱいです。現在は積立方式に変わり、脱退も自由にできますので、委員の皆さんには加入対象者への加入促進をよろしくをお願いします。
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理

ご審議ありがとうございました。
これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後3時55分

議 長 会長

議事録署名人 9番

議事録署名人 10番

